



2019年5月17日

各 位

会 社 名 株式会社マーキュリアインベストメント
代表者名 代 表 取 締 役 豊島 俊弘
(コード番号：7190 東証第一部)
問合せ先 執行役員 営業 I R 部長 中井 竜馬
(TEL. 03-3500-9870)

執行役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2018年3月29日開催の第13回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下も同様です。)の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

当社は、本日開催の取締役会において、当社の執行役員を対象とする株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

当社の取締役同様、当社の執行役員についても、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたインセンティブ・プランとして、本制度を導入いたします。

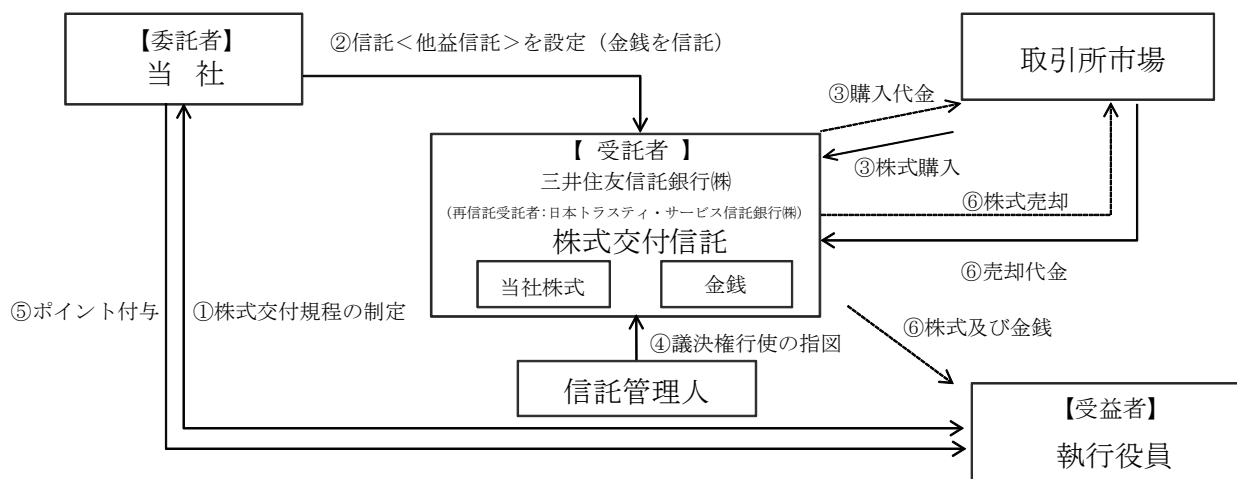
2. 本制度の概要

(1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社が執行役員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該執行役員に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、執行役員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として執行役員の退職時です。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は執行役員を対象とする株式交付規程を制定します。
 - ② 当社は執行役員を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。
 - ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
 - ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者としします。）を定めます。本信託内の当社株式については、信託管理人が受託者に対して議決権行使等の指図を行います。
 - ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は執行役員に対しポイントを付与していきます。
 - ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした執行役員は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。また、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。
- なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

3. 本信託について

- ① 名称：従業員向け株式交付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社
（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
- ④ 受益者：株式交付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
- ⑥ 議決権行使：本信託内の株式については、信託管理人が議決権行使の指図を行います
- ⑦ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑧ 信託契約日：2019年6月3日
- ⑨ 金銭を信託する日：2019年6月3日
- ⑩ 信託の期間：2019年6月3日～2029年5月末日（予定）
- ⑪ 信託の目的：株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

4. 本信託における当社株式の取得内容

- ① 取得株式の種類：当社普通株式
- ② 株式の取得資金として当社が信託する金額：150,000,000円
- ③ 株式の取得方法：取引所市場における取引（立会外取引を含みます。）からの取得
- ④ 株式の取得時期：2019年6月3日～2019年8月30日（予定）

以 上